

検査実施料に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、令和 6 年 9 月 30 日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発 0930 第 9 号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号)が改正され、令和 6 年 10 月 1 日より適用されることになりましたのでご案内いたします。

敬具

記

■算定方法の一部改正項目

点数 区分	検査項目名	実施料	判断料	注
D008 内分泌学的検査				
52	抗ミュラー管ホルモン(AMH)	597	生化学(Ⅱ) (144)	*1

[注] 下線部が追加されました。

*1: (28) 「52」の抗ミュラー管ホルモン(AMH)は、不妊症の患者に対して、卵巣の機能の評価及び治療方針の決定を目的として、血清又は血漿を検体として EIA 法、CLEIA 法、ECLIA 法又は CLIA 法により測定した場合に、6 月に 1 回に限り算定できる。

■新規収載項目

点数 区分	検査項目名	実施料	判断料	注
D013 肝炎ウイルス関連検査				
5	HCV 抗体・HCV コア蛋白同時検出定性	102	免疫 (144)	*2

[注]

*2: (10) HCV 抗体・HCV コア蛋白同時検出定性は、ECLIA 法により測定した場合に、区分番号「D013」肝炎ウイルス関連検査の「5」HCV 抗体定性・定量の所定点数を準用して算定する。

以上